豊川市監査公表第３１号

地方自治法第１９９条第２項及び第４項の規定に基づき監査を実施したので、同条第９項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和８年１１月１８日

豊川市監査委員　井　田　哲　明
同　鈴　木　篤　男
同　木　本　朗　善

別紙

定例監査（学校）の結果に関する報告

1　監査の対象

(1)　対象施設

牛久保小学校、中部小学校、天王小学校、小坂井東小学校、
小坂井西小学校、
南部中学校、小坂井中学校

(2)　所管部署

教育委員会庶務課、学校教育課、学校給食課

2　監査の範囲

令和７年４月１日～ 令和８年８月２７日

3　監査の実施期間

令和８年７月３日～ 令和８年８月２７日

4　監査の方法

監査対象施設及び所管部署へあらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を調査するとともに、関係職員等の説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1)　重点項目

ア　準公金の取扱に関する事務について

(2)　一般項目

ア　予算執行状況について
イ　収入未済の取扱に関する事務について
ウ　備品等の管理に関する事務について
エ　受託事業に関する事務について
オ　公金の取扱に関する事務について
カ　庶務その他事務について

5　監査の実施場所

小坂井西小学校及び豊川市役所監査委員室

6　監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【牛久保小学校】

(1)　総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【中部小学校】

(1)　総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【天王小学校】

(1)　総括

監査の項目については、概ね適正に執行されていると認められた。

【小坂井東小学校】

(1)　総括

監査の項目については、一部に是正改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2)　指摘事項

ア　是正改善事項

ＰＴＡ一般会計と同特別会計の預金通帳と預金口座届出印について、同一金庫で保管していた。ＰＴＡ会計事務処理マニュアルでは、「預金通帳は、施錠のできる金庫又は書庫に保管し、使用印とは別々に保管しなければならない」となっている。預金通帳と使用印を別々に保管することは、不正防止に一定の役割を果たすため、同マニュアルに沿った運用となるよう是正し改善されたい。

また、外部記録媒体の使用について、豊川市立小中学校情報セキュリティ基準では、「外部記録媒体使用簿に必要事項を記入しなければならない」となっているがＳＤカードについては、使用簿が整備されていなかった。このため、セキュリティ基準に沿った運用となるよう是正し改善されたい。

【小坂井西小学校】

(1)　総括

監査の項目については、一部に是正改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2)　指摘事項

ア　是正改善事項

外部記録媒体の使用について、豊川市立小中学校情報セキュリティ基準では、「外部記録媒体使用簿に必要事項を記入しなければならない」となっているがＳＤカードについては、使用簿が整備されていなかった。このため、セキュリティ基準に沿った運用となるよう是正し改善されたい。

【南部中学校】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【小坂井中学校】

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。

【教育委員会庶務課、学校教育課、学校給食課】

(1) 総括

監査の項目については、概ね適正に執行されていると認められた。なお、次の点に留意が必要である。

(2) 意見

複数の学校において、外部記録媒体のうちＳＤカードについて使用簿が未整備であり、取扱い記録が不明であった。そのため、市内全小中学校に対し、豊川市立小中学校情報セキュリティ基準の内容について周知徹底を図られたい。

また、タブレット端末における個人情報等のデータ管理については、定めた方法により、管理が適切に行われているか定期的に点検されたい。